

産業競争力強化法等の一部を改正する等の法律の一部の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令要綱

第一 中小企業等経営強化法施行令の一部改正

一 先端設備等導入関連保証に係る保険料率について定めること。

（第二条関係）

二 先端設備等導入に係る権限委任について定めること。

第二 独立行政法人中小企業基盤整備機構法施行令の一部改正

一 産業競争力強化法等の一部を改正する等の法律による改正前の産業競争力強化法等に係る経過業務に係る納付金額の通知及び納付期限について定めること。

（第三条関係）

二 産業競争力強化法等の一部を改正する等の法律による改正前の産業競争力強化法等に係る経過業務に係る納付金の帰属する会計について定めること。

（第三条関係）

第三 関係政令の整理等

その他関係政令の所要の規定の整理等を行うこと。

（第一条及び第四条から第七条まで関係）

第四 附則

一 この政令は、公布の日から施行すること。ただし、第三条中独立行政法人中小企業基盤整備機構法施行令第二条の改正規定及び第五条の規定は、産業競争力強化法等の一部を改正する等の法律附則第一条第三号に掲げる規定の施行の日（令和三年六月十七日）から施行すること。
（附則第一項関係）

二 革新的データ産業活用計画に係る独立行政法人情報処理推進機構等による調査の結果の通知に関する経過措置について定めること。
（附則第二項関係）

三 革新的事業活動評価委員会の委員の任期に関する経過措置について定めること。
（附則第三項関係）